

令和7年度 学童クラブ入所案内



印西市マスコットキャラクター「いんザイ君」

印西市 健康子ども部 保育課 管理係

〒270-1396 印西市大森2364-2

電話 0476（33）4649（直通）

FAX 0476（33）4585

◎この案内には、入所申込みに関する手続きなどについて、重要なことが記載されています。
必ずお読みいただき、必要な手続きを行ってください。

目 次

1	学童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	入所の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	開所時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	休所日等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	定員【学童クラブ一覧】・・・・・・・・・・	2
6	保育料・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	保育料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9	入所期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
10	入所許可申請にあたっての留意点・・・・・・・・	8
11	こんな場合には・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

記載内容は令和6年10月1日現在の
情報になります！！



1 学童クラブとは

現在、印西市には学童クラブが37か所〔公立24か所（すべて指定管理者制度を導入）、民間13か所〕あります。※令和7年4月1日から、（仮称）原すすく児童クラブ（民間）が開所予定です。

学童クラブは、就労などにより、児童を監護する者が昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象に、放課後等の生活の場を提供し、生活指導や余暇指導を行うことにより児童の健全な育成を図ることを目的としています。

注意 ○学童クラブは、保護者が就労等の理由により、児童の保育ができない時間に児童を保育するところです。保護者の方が在宅の時や、仕事等が早く終わり、保育ができる人がいる場合は学童クラブの利用はできません。

○療育機関としての機能は備えておりません。心身に障がいがあり、集団生活に支障があると判断した場合は、入所できない場合もあります。集団生活を行うにあたって、ご心配（障がい、発達・発育に関して）がある場合は、入所の申込み前に保育課までご相談ください。 詳細はP.10まで

2 入所の要件

市内の小学校に就学している、以下のような保護者の理由により、放課後、家庭で子どもだけになってしまう児童

（1）就労のため ※①～③の全ての要件を満たすこと。

①月～土のうち週3日以上勤務があること又は日曜日を除き月12日以上勤務があること。

②1日4時間以上の勤務時間があること。

③勤務終了時刻が15時以降（15時ちょうどに終業する方も可）（長期休業日利用の場合は③は不要）

（2）就学等のため（上記の就労と同等の日数、時間であること。）

（3）疾病（入院・自宅療養）のため

（4）障がいのため

（5）看護・介護等のため

（6）出産のため

（7）その他、市長が前各号に類する状態にあると認めたとき。

注意 ○育児休暇取得中、就職活動中は対象となりません（民間の学童クラブでは対象となる場合があります。）。

○入所希望月の1日時点で、同居者が65歳以上の場合、その方の理由は必要ありません。

○上記要件に該当しなくなった場合は、退所となりますので、あらかじめご了承ください。

3 開所時間

（1）授業がある日 下校時～午後7時

（2）学校が休みの日（土曜日、春・夏・冬休み、代休） 午前8時～午後7時

4 休所日等

（1）日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

（2）事前の出欠確認により通所児童がいなかったことが明らかな場合

（3）インフルエンザ等の感染症に感染した児童等（①～③のとおり）

①感染症に感染した児童

②学級閉鎖・学年閉鎖のクラスの児童

③学校閉鎖になった学校の児童

※医師の判断・指示により既に感染の恐れがなく、学童クラブの利用が可能になった場合は、療養報告書を提出してください

5 定員 【学童クラブ一覧】（公立）

注意

同じ小学校区内に2か所以上学童クラブがある場合の振分けは、指定管理者が行います。

＜指定管理者制度とは＞

公の施設の管理運営を指定された民間事業者に委ねる制度です。この制度は、多様化する住民ニーズに対し、より効果的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用するものです。

【市外局番0476】

	名 称	定 員	所在地及び電話番号
①	印西市立木下学童クラブ	45人	印西市木下1493番地29 Tel42-0061 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。
②	印西市立大森学童クラブ	45人	印西市大森3313番地1 Tel42-5814 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。
③	印西市立高花学童クラブ	80人	印西市高花二丁目4番地 Tel46-1147 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。 定員の内、35名は既設の一室を借用し受け入れを行います。
④	印西市立内野学童クラブ	80人	印西市内野一丁目3番地 Tel46-5671（A） Tel40-1055（B） 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。
⑤	印西市立内野第2学童クラブ	45人	印西市内野一丁目3番地 Tel45-7122 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。
⑥	印西市立原山学童クラブ	35人	印西市原山三丁目4番地 Tel46-3966 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。
⑦	印西市立木刈学童クラブ	110人	印西市木刈二丁目6番地 Tel46-8592 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。 定員の内、40名は小学校の家庭科室を借用し受け入れを行います。
⑧	印西市立小倉台学童クラブ	40人	印西市小倉台二丁目3番地 Tel46-6031 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。
⑨	印西市立小倉台第2学童クラブ	40人	印西市小倉台二丁目3番地 Tel47-2033 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。
⑩	印西市立小倉台第3学童クラブ	80人	印西市小倉台二丁目3番地 Tel85-6207（A） Tel85-6217（B） 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。
⑪	印西市立小林学童クラブ	45人	印西市小林北五丁目12番地1 Tel80-8677 指定管理者（（福）和泉会）が管理、運営をしています。
⑫	印西市立小林第2学童クラブ	70人	印西市小林2441番地2 Tel97-6261 指定管理者（（福）和泉会）が管理、運営をしています。 定員の内、30名は小学校の図書室を借用し受け入れを行っています。
⑬	印西市立西の原学童クラブ	80人	印西市西の原二丁目7番地 Tel45-1395（A） Tel29-4515（B） 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。
⑭	印西市立西の原第2学童クラブ	45人	印西市西の原二丁目7番地 Tel46-5501 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。
⑮	印西市立原学童クラブ	75人	印西市原三丁目5番地 Tel47-6220 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。 定員の内、40名は小学校の図書室を借用し受け入れを行っています。
⑯	印西市立原第2学童クラブ	45人	印西市原三丁目5番地 Tel47-7210 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。
⑰	印西市立原第3学童クラブ	80人	印西市原三丁目5番地 Tel85-8771（A） Tel37-7685（B） 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。
⑱	印西市立六合学童クラブ	20人	印西市瀬戸1580番地 Tel98-1128 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。
⑲	印西市立平賀学童クラブ	40人	印西市平賀1161番地2 Tel98-3501 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。
⑳	印西市立いには野学童クラブ	110人	印西市若萩三丁目9番地 Tel98-1198 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。 定員の内、40名は小学校の多目的教室を借用し受け入れを行います。
㉑	印西市立本埜学童クラブ	15人	印西市中根1281番地2 Tel97-1020 指定管理者（ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ大新東ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ(株)）が管理、運営をしています。

②②	印西市立滝野学童クラブ	110人	印西市滝野五丁目1番地 Tel97-2019 指定管理者（（労協）ワーカーズ・センター事業団）が管理、運営をしています。 定員の内、40名は小学校の図書室を借用し受け入れを行っています。
②③	印西市立牧の原学童クラブ	80人	印西市牧の原三丁目1番地2 Tel46-1400 指定管理者（（労協）ワーカーズ・センター事業団）が管理、運営をしています。 定員の内、35名は小学校の空き教室を借用し受け入れを行っています。
②④	印西市立牧の原第2学童クラブ	80人	印西市牧の原三丁目1番地1 Tel85-6022（A） Tel33-6044（B） 指定管理者（（労協）ワーカーズ・センター事業団）が管理、運営をしています。

- 高花学童クラブ、木刈学童クラブ、いには野学童クラブについては、学校施設を借用した学童クラブも設置し、受け入れを実施する予定です。

【学童クラブ一覧】（民間）

【市外局番0476】

	名 称	定 員	所在地及び電話番号
②⑤	松崎学童クラブ※	45人	印西市松崎517番地 Tel46-3928 （特非）子供の人権を守る市民ネットワークが管理、運営をしています。
②⑥	アルカサル学童クラブ※	40人	印西市中央北一丁目4番地 アルカサル内 Tel85-8823 （特非）子供の人権を守る市民ネットワークが管理、運営をしています。
②⑦	BigHop 学童クラブ※	40人	印西市原一丁目2番地 BIGHOP 内 Tel85-4276 （特非）子供の人権を守る市民ネットワークが管理、運営をしています。
②⑧	モア学童クラブ※	40人	印西市牧の原一丁目3番地 モア内 Tel46-3928（松崎学童クラブ） （特非）子供の人権を守る市民ネットワークが管理、運営をしています。
②⑨	エンジェルハート学童クラブ	30人	印西市武西275番地1 Tel47-3344 （福）龍心会が管理、運営をしています。
③⑩	星虹学童クラブ	45人	印西市戸神609番地2 Tel48-5589 （福）ありがとうございますが管理、運営をしています。
③⑪	HALO 学童クラブ	40人	印西市草深1618番地1、1618番地23 Tel80-8622 （福）ありがとうございますが管理、運営をしています。
③⑫	レインボー学童クラブ	40人	印西市草深1105番地1 Tel37-4500 （福）七色の翼が管理、運営をしています。
③⑬	レインボー第2学童クラブ	40人	
③⑭	こじかKIDSクラブ	45人	印西市草深2496番地4 Tel37-6188 （福）鹿鳴福祉会が管理、運営をしています。
③⑮	かふう kids 学童クラブ	45人	印西市草深1617番地31 Tel080-1554-9694 （福）幸福義会が管理、運営をしています。
③⑯	学童クラブ アゼリーアカデミア 千葉ニュータウン	30人	印西市高花五丁目3番地 Tel48-7880 （学）アゼリー学園が管理、運営をしています。
③⑰	DUCK 学童クラブ※	45人	印西市中央北一丁目1 APOLLO PLANT MALL 2階 Tel76-9798 （株）MDY が管理、運営をしています。
③⑱	（仮称）原すくすく児童クラブ 令和7年4月1日開所予定	80人	印西市草深2220番地14 Tel36-5997（福）すくすくどろんこの会 （福）すくすくどろんこの会が管理、運営を行います。

- ※がついているクラブは令和7年度より定員が変更になる場合があります。

注意 ●民間（②⑤～③⑱）の学童クラブでは入所要件、開所時間、入所の選考基準、申請書類等が異なる場合がありますので、各学童クラブへご確認ください。

6 保育料 保育料は下表をご参照ください。

区 分			入所児童	
			1 人	2 人目以降
通 常	月曜日から 金曜日まで	1 学年から 3 学年まで	月額 6,000円 (8月は月額 8,000円)	月額 3,000円 (8月は月額 4,000円)
		4 学年から 6 学年まで	月額 4,000円 (8月は月額 6,000円)	月額 2,000円 (8月は月額 3,000円)
	月曜日から 土曜日まで	1 学年から 3 学年まで	月額 8,000円 (8月は月額 10,000円)	月額 4,000円 (8月は月額 5,000円)
		4 学年から 6 学年まで	月額 6,000円 (8月は月額 8,000円)	月額 3,000円 (8月は月額 4,000円)
	学校の長期休業日等の場合の短期入所		1 学年から 3 学年まで	日額 1,000円 (上限月額 10,000円)
			4 学年から 6 学年まで	日額 1,000円 (上限月額 8,000円)
保護者が疾病等による 場合の一時 的入所	土曜日と学校の 長期休業日等	全学年	日額1,000円	
	上記以外の月曜日 から金曜日まで	全学年	日額 500円	

- 注意 ●別途、おやつ代等が各学童クラブで徴収されます。詳細は各学童クラブにお問合せください。
- 全ての学童クラブの保育料は同一ですが、民間(㉔～㉔)の学童クラブについては、上記保育料の他に別途料金が発生する場合がありますので、必ず各学童クラブに確認してください。
- 月の途中での入所又は退所する場合は、日割計算により保育料を算出します。
- 3か月以上保育料を滞納すると入所許可を取り消すことがあります。

7 保育料の減免

保護者が下表に該当する場合は減免対象となりますので、「保育料減免申請書」に必要書類を添付し提出してください。

減免対象者	必要書類(減免要件)	免除額	担当課
生活保護法の規定による 被保護者	生活保護受給証明書	全額	社会福祉課 保護係 Tel0476(33)4514
印西市就学援助費支給規則 に規定する準要保護児童生 徒の保護者	就学援助費支給決定通知書(写)	半額	学務課 学務係 Tel0476(33)4704

- 注意 ●申請がない場合は減免の適用はされませんので、必ず当該年度内(3/31まで)に申請してください。
- 減免を希望する方は、入所申込時に入所申請書類と併せて「保育料減免申請書」を必ずご提出ください。
- 年度途中の申請であれば、対象月に遡って減免をします。当該年度(3/31)を越えての申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 減免要件の確認に時間を要する場合がありますので、要件の確認が取れるまでは、通常の保育料をお支払ください。要件の確認が取れ次第、遡って減免を開始します(過納分は返金等します。)

8 申請について

(1) 受付期間及び受付場所

申請期間		入所選考方法	受付場所
令和7年度の4月1日から入所	第一次募集 令和6年11月1日（金） ～11月29日（金）	期間内に提出された方から審査をし、受入上限内で入所決定をします。	<u>各学童クラブへ直接お申込みください。</u>
	随時募集 令和6年11月30日（土）～	第一次募集後、受入上限に満たない学童クラブについて、随時選考を行います。 <u>第一次募集で既に受入上限を超えた学童クラブへの入所希望者は、待機となります。</u>	
夏・冬・春休みの入所（予定）	第一次募集 春：令和7年2月14日（金） ～2月28日（金） 夏：令和7年5月19日（月） ～6月6日（金） 冬：令和7年11月4日（火） ～11月18日（火）	受入上限に満たない学童クラブについて申請を受付けます。 <u>詳細については、左記申請期間前に広報、ホームページ又は保育課にて確認ください。</u>	
年度の途中から入所	入所希望日の1か月前から <u>※入所希望日の14日前までに申請してください。原則、申請から14日後の入所となります。</u>	随時、申請の受付けを行いますが、 <u>受入上限を超えている場合は待機となります。</u>	

- 注意**
- 郵送で申請する場合は、申請期間内必着です。消印有効ではありませんので、ご注意ください。
 - 保護者が育児休暇を取得している期間や求職中は、入所の対象になりませんが、入所日から勤務開始する場合については、申請期間中に申請をお願いします。

(2) 入所許可申請に必要な書類

- ① 入所許可申請書 児童1人につき1部
 ② 申込児童の健康状況等調書 児童1人につき1部
 ③ その他添付書類 下記一覧表をご確認の上、保護者等の状況毎に必要な書類を提出してください。

保護者の 状況	形態	必要書類	備考
1 就労	会社員・公務員・パート等	就労証明書	勤務先から（有効期限は発行から3か月です。） <u>※必ず勤務先の担当者に記入してもらってください。</u>
		直近1か月間のシフト表	変則就労・シフト勤務の方のみ
	自営・個人事業主・農業等（第三者から就労の証明がとれない場合を含む。）	就労証明書	自書（有効期限は発行から3か月です。）
2 就学又は技能訓練中		申立書	自書
		在学証明書等	在学期間の記載のあるもの（氏名・在学期間の記載された学生証等で代えることができる。）
		時間割表	授業のカリキュラム等
3 疾病	入院	申立書	自書
		診断書	入院期間の記載があるもの
	自宅療養	申立書	自書
		診断書	保育ができない理由の記載があるもの
4 障がい		申立書	自書
		手帳の写し	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等
5 看護・介護等		申立書	自書
		診断書等	看護又は介護対象者等（介護保険認定書等介護期間の記載があり、症状等が分かるもの）
6 出産		申立書	自書
		母子健康手帳の写し等	出産予定日が確認できるもの
7 その他		申立書	自書（保育が必要な理由をご記入ください。）

(3) 左記(2)の入所許可申請に必要な書類の配布場所

●公立学童クラブ(学童クラブ一覧①～⑭) ※印西市ホームページからダウンロード可能です。

- ・各公立学童クラブ
- ・印西市役所 保育課管理係 〒270-1396 印西市大森2364-2 TEL0476(33) 4649(直通)
- ・印旛支所 市民サービス課 〒270-1693 印西市美瀬1-25 TEL0476(98) 1116
- ・本埜支所 市民サービス課 〒270-2392 印西市笠神2587 TEL0476(97) 1112
- ・中央駅前出張所 〒270-1340 印西市中央南1-4-1 TEL0476(46) 1011

●民間学童クラブ(学童クラブ一覧⑮～⑳)

- ・各学童クラブでの書類受け取りをお願いします。

注意 ●民間学童クラブでは必要書類が異なる場合がありますので、入所を希望する学童クラブへ直接お問合せください。

(4) 入所の審査等

●公立学童クラブ

① 入所資格の審査

提出された書類により、指定管理者にて入所資格の審査をします。必要に応じて、追加書類を提出していただく場合や、自宅や勤務先等へ確認することがありますので、あらかじめご了承ください。

② 入所の選考

入所資格を満たす申請者の数が、当該学童クラブの定員を超えた場合は、下記事項を踏まえ、選考をします。

ア 年齢が低い児童を優先(同学年の優先順位は生年月日が遅い順となります。)

イ 特別な支援を要する児童を優先

※入所資格を満たしていても、定員に達している場合は、入所できない場合があります。

③ 入所の許可

入所許可となった場合は、「入所許可決定通知書」を保護者の自宅へ郵送します。また、入所待機となる場合については、その旨をご連絡します。決定時期については申込先のクラブに直接ご確認ください。

※入所決定に際し、学童クラブ保育料に滞納がある方については、入所許可を保留する場合がございます。

④ 入所許可の取消し

次のいずれかに該当する場合、学童クラブ入所許可を取り消す場合があります。

ア 入所要件(1ページ)に該当しなくなったとき。

イ 学童クラブ保育料を3か月以上滞納したとき。

ウ その他学童クラブの管理運営上支障があると市長が認めたとき。

※入所中の方で、午後7時以降のお迎えが頻繁な方については、学童クラブ運営に支障が出るので、入所許可を取り消す場合があります。

お迎えが午後7時を過ぎる場合は、印西市ファミリーサポートセンターの利用を検討ください。

《問合せ先：0476(48) 5728 印西市中央南 1-4-1 (中央駅前地域交流館内)》

●民間学童クラブ

各学童クラブへ直接お問合せください。

9 入所期間

入所期間は、下記のとおりとなります。入所資格を満たさなくなった場合や退所を希望する場合は、退所届を提出ください。

入所区分	入所期間
通常入所	4月1日～3月31日
春休み（学年始め）	4月1日～小学校始業日の前日（ただし、1年生は入学式の前日）
夏休み	小学校終業日の翌日～小学校始業日の前日
冬休み	小学校終業日の翌日～小学校始業日の前日
春休み（学年末）	小学校修了日の翌日～3月31日

注意 ●翌年度以降も継続して入所を希望する場合は、再度申請が必要です。

なお、次の事由に該当する場合は、以下に掲げる期間が最長になります。

事由	承認期間
①保護者の疾病・看護、介護付添いのとき	診断書等に記載された入院（療養）等の期間、期間の記載がない場合は承認の日から6か月間
②保護者が派遣契約等の場合	契約期間内
③出産	出産予定月とその前後2か月

10 入所許可申請にあたっての留意点

- （1）「入所許可申請書」及び「健康状況等調書」に就労証明書等の必要な書類（6ページ参照）を添付し、申請先の学童クラブへ直接提出してください。
- （2）全ての書類が揃っていないければ審査できませんので、余裕をもって申請してください。
就労証明書を申込期限内に揃えることができない場合は、申立書にその旨を記載し添付の上、後日就労証明書を提出してください。
- （3）保護者以外に、20歳～65歳未満の方が同居している場合は、その方の分の就労証明書等の要件が確認できる書類を提出してください。
- （4）兄弟姉妹での入所申請をされる場合は「就労証明書」等の添付書類は、一方の児童については、コピーでもかまいません。
- （5）月～土を希望する場合は、同じ世帯の20歳～65歳未満の方、全員、土曜日勤務がある場合に限ります。（就労証明書で必ず土曜日勤務の確認ができること。）
- （6）アレルギーや成長面で気になることがあれば、申請時に詳しくお書きください。
- （7）書類の不備や就労状況に不明なことがある場合は、再度足を運んでいただいたり、勤務先に問い合わせたりすることがありますので、ご了承ください。

11 こんな場合には

(1) 変則就労・シフト勤務の場合

勤務日・勤務時間が変則で「就労証明書」への勤務時間欄への記載が困難な場合には、直近1か月間のシフト表を「就労証明書」に添付してください。

(2) 保護者が単身赴任の場合

住民票に登録がある場合は「就労証明書」を提出してください。住民票が市外の場合は「就労証明書」の提出は不要となります。

(3) パートタイム・派遣契約等による就労で契約期間がある場合

再契約後、改めて「就労証明書」を提出してください。

(4) 利用期間中に住所、家族構成、勤務先等の変更があった場合

変更が生じた場合は、必ず「変更届」を提出してください。勤務先が変わった場合は「就労証明書」を併せてご提出ください。

(5) 年度途中で退所したい場合

あらかじめ「退所届」をご提出ください。なお、入所要件を欠いた場合はその時点で退所となりますので、速やかに「退所届」をご提出ください。

(6) 弟・妹の保育園入園の決定待ちの場合

原則、育児休暇中は学童クラブの利用はできません。年度途中の入所の場合、復帰予定日が決まった時点で申請可能ですが、下の子の保育園入園が決定次第、入所可能となるため、受入上限に達している学童クラブを希望される場合は即時入所できないこともありますので、ご了承ください。

(7) 1人で帰宅させたい場合

原則、保護者の送迎となりますので、時間までに迎えに来られない場合は、「印西市ファミリーサポートセンター」（問合せ先：印西市中央南 1-4-1（中央駅前地域交流館内）0476（48）5728）を利用する等、必ず時間内に迎えに来てください。お迎えの時間が守られないと、学童クラブの運営に支障をきたすため、入所の許可を取り消すことがありますので、保護者の皆様には十分ご留意いただき、利用時間を徹底してください。

保護者の送迎以外の方法で通所又は帰宅する場合は、「通所等に関する申出書」を提出していただきます。なお、児童一人で帰宅する場合は、夕方の防災無線の時間までの預かりとなります。

(8) 習い事に通う場合

希望する方は「習い事確認表」を各学童クラブに提出してください。

次のページに続きます→

(9) 学級閉鎖等の場合

学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖等の場合は、その学級、学年又は学校に在籍している児童は通所できませんので、ご了承ください。

(10) 学童で怪我をした場合

学童クラブの管理下で、怪我等が発生した場合は、各学童クラブで加入している保険で対応します。

お子様の心身の障がいや発達に心配がある保護者様へ

学童クラブでは、障がい等の有無にかかわらず集団生活を基本としています。

そのため、心身の障がいや発達に心配のある場合、児童を安全にお預かりするため、児童の心身の状況、保育方法、加配職員の配置等を考慮し、入所の適否について保護者と相談させていただきます。

また、申込後に児童の学校や保育園等での様子の確認や、学童クラブとの事前面談を実施させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

